

健康保険被扶養者確認届

※健保記入欄

1次確認	2次確認	担当者

太枠内をご記入のうえ、添付書類をホチキス留めして事務担当者の方へご提出ください。

◆被保険者

記号-番号	-	氏名	
-------	---	----	--

配偶者の有無 (該当する方に○)	有 ・ 無
---------------------	-------

必ずどちらかを記入してください

◆対象となる被扶養者

(フリガナ) 被扶養者氏名	続柄	生年月日	認定日	継続して扶養している場合に記入			すでに扶養からはずれている場合に記入	
				住居について	月平均収入額	職業	扶養をはずれた日	扶養をはずれた理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 海外居住	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 海外居住	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 海外居住	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 海外居住	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 海外居住	円		平成 令和	年 月 日 理由

扶養を継続している場合

扶養からはずれている場合

状況により添付書類が必要となります
裏面の《必要な添付書類》をご確認ください。

「被扶養者の削除」となります。
健康保険証の返納が必要です。

受付日付印

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	

《 必要な添付書類 》

対象者	添付書類
子・配偶者	●被保険者と別居している場合 → <u>送金証明（直近3ヶ月分）</u> ※「単身赴任」による別居の場合には不要です ●年金受給者 → <u>直近の年金振込通知書の写し</u>
兄・弟・姉・妹・孫 父母・祖父母	●被保険者と別居している場合 → <u>送金証明（直近3ヶ月分）、住民票（世帯全員記載）</u> ●別居先に同居人がいる場合 → <u>同居人の令和2年度所得証明書（課税証明書）</u> ●年金受給者 → <u>直近の年金振込通知書の写し</u>
義父母・おじ・おば・ 甥・姪・義兄弟姉妹 （同居が条件）	●いずれの場合も必須 → <u>住民票（世帯全員記載）</u> ●年金受給者 → <u>直近の年金振込通知書の写し</u>
削除に該当（全ての続柄共通）	<u>被保険者証（対象の被扶養者分）</u>

※添付書類はお返しできませんので、必要な場合はコピーを提出してください。

※個人番号（マイナンバー）を使用して所得情報を確認させていただいております。当組合に個人番号（マイナンバー）の登録がない方は、所得証明書の提出をお願いする場合があります。

※所得証明書（課税証明書）が発行されない場合は、「非課税証明書」を添付してください。

※添付書類は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

《 被扶養者の基準 》

	継続して加入できる人
収入基準	・年収130万円（月収10万8,334円）未満 ※60歳以上または障害年金受給者は、年収180万円（月収15万円）未満 ・被保険者の収入の2分の1未満 ※別居の場合は、被保険者からの送金金額未満
資格	・他の健康保険に加入していない
その他	・被保険者の収入により、生計を維持されている ・夫婦共に収入がある場合、被保険者の方が収入が高いこと（対象者が子） ・日本国内に住所を有している または、海外に住所を有するが「例外要件」に該当している ※例外要件については、当組合のホームページをご確認ください

★『収入』の考え方

収入に含まれるものは、「給与収入」「営業所得」「年金収入」「不動産収入」「株式の配当所得」など、継続して得られる収入すべてです。